

第3次南アルプス市行政改革大綱
(平成28年度～平成32年度)

平成29年2月

南アルプス市

目 次

第1章 策定の趣旨	1
1 これまでの行政改革の取り組み	1
2 南アルプス市を取り巻く環境の変化	1
（1）人口減少と少子高齢化の進行の影響	
（2）合併による普通交付税優遇措置が段階的に廃止	
（3）公共施設等の余剰化・老朽化	
3 南アルプス市の財政見通し	6
（1）財政指標の推移	
（2）職員数と人件費の推移	
（3）財政計画「歳入」の見通し	
4 地方分権改革の進展	9
5 今後の行政改革の課題	9
6 新たな大綱策定の必要性	9
第2章 大綱の基本的事項	10
1 第3次行政改革大綱の位置づけ	10
2 第3次行政改革の推進期間	10
3 第3次行政改革の基本目標	10
4 第3次行政改革の基本方針	11
第3章 各基本方針に基づく改革の取り組み	11
1 財政の健全化	12
（1）歳出構造の見直し	
（2）歳入確保の取組推進	
（3）公営企業等の健全経営	
2 行政経営システムの見直し	13
（1）マネジメントシステムの強化	
（2）民間活力の活用	
（3）公共施設の見直し	
（4）市民とのコミュニケーションの充実	
3 人材育成と時代に即応した組織の見直し	16
（1）定員の適正化及び組織の見直し	
（2）人材育成の推進	
4 市民との協働により取り組む「多様な協働」の推進	17
（1）地域自治の推進	
（2）市民活動の推進	
（3）取り組み推進のための環境整備	
第4章 行政改革の推進体制	18
1 推進体制	18
（1）行政改革推進本部	
（2）行政改革推進委員会	
（3）実施計画の策定と進捗状況の公表	

第1章 策定の趣旨

1 これまでの行政改革の取り組み

南アルプス市では、平成17年3月に「南アルプス市行政改革大綱」を策定し、合併前のそれぞれの旧町村が行ってきた事業の統一化、整合化を図り、市民サービスの公平化を行うとともに、行政内部においては、事務のルール統一や人事、予算制度の改革を進め、職員が納得して職務を行える環境の整備などに取り組んできました。

また、行政改革大綱を着実に推進するための実施計画を策定したほか、財政運営の健全化にも努めてきました。さらに、定員適正化計画に基づく職員の削減も推進し、一定の成果を上げることができました。その後、時代の変化に伴う新たな課題に取り組むため、平成22年3月に第2次行政改革大綱を策定し、事務事業の見直し、定員適正化の推進、公共施設の管理運営方法の見直し等の改革に継続して取り組んできました。

【これまでの行政改革の主な取り組み】

取り組み期間等	概要	主な取り組み	主な効果
第1次行政改革大綱 (平成17～21年度)	簡素で効率的な行政運営を徹底して進め、市民サービスの向上を目指す	・合併後の事務の統一 ・支所機能の見直し ・指定管理者制度の導入 ・男女共同参画推進条例の制定等	・財政的効果 (1,592,312千円) ・指定管理施設(95施設) ・職員削減数(64人減)
第2次行政改革大綱 (平成22～26年度)	新たな行政課題に迅速、的確に対応し、自主・自立の行政運営を推進する	・行政評価システムの導入 ・財政計画の策定 ・人事評価制度の運用 ・公共施設白書の作成等	・財政的効果 (3,551,918千円) ・指定管理施設(101施設) ・職員削減数(63人減)

また、行政改革大綱を実現するため、行政評価システムを導入し、事業の改善や見直しに役立てているほか、様々な計画を策定することで、実効性の高い行政改革に取り組んできました。

2 南アルプス市を取り巻く環境の変化

南アルプス市を取り巻く社会経済環境は、現在も大きく変化しています。既に、人口減少の局面を迎えており、団塊世代が後期高齢者になる、いわゆる「2025年問題」を目前に控え、少子高齢化の一層の進行が見込まれるなど社会構造の「一大転換」が確実に訪れます。

(1) 人口減少社会の到来、少子・高齢化の進行

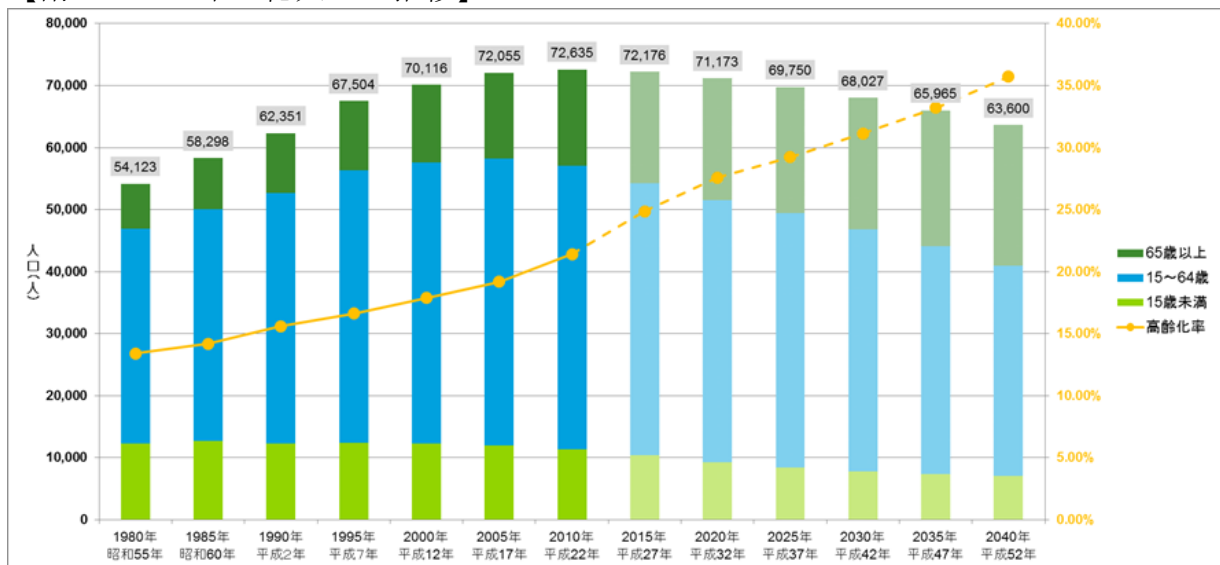
南アルプス市でも人口減少、少子・高齢化が進んでいます。平成22年国勢調査時点の人口72,635人をピークに、その後、緩やかに人口が減少し、平成37年度(2025年度)には69,750人、平成47年度には、65,965人、平成52年度には、63,600人になると推計されています。

さらに、年齢区分別人口では、年少人口（0～14歳）が、平成32年度には9千人台へと減少し、平成47年度には7,311人（年少割合11.1%）まで減少するものと推計されるとともに老年人口（65歳以上）は、平成47年度に21,899人（高齢化率33.2%）となるなど、少子高齢化の急激な進行が見込まれます。

これらのことにより、将来的な労働力人口（生産年齢人口15～64歳）の減少に伴う市税等の減少や、医療、介護などの社会保障関係経費の増大が見込まれます。

さらに、様々な行政サービスを利用する方の数や年齢層にも変化があると予想されるとともに、今後、さらに増加する高齢者が、いつまでも健康で快適に暮らすことができ、活躍できる環境づくりや、次世代に向けた「子育て環境」の充実がより一層求められるなど、行政サービスに対するニーズも多様化していく傾向があります。

【南アルプス市の総人口の推移】



※1980年（昭和55年）から2010年（平成22年）までは国勢調査に基づく人口をもとに作成しています。

※2015年（平成27年）から2040年（平成52年）までは平成25年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計値をもとに作成しています。（平成27年度の国勢調査は反映されていません。）

出典：国立社会保障・人口問題研究所

【年齢区分別人口の推移】

区分	実数	推計値						H22とH52の比較
	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52	
総数	72,635	72,176	71,173	69,750	68,027	65,965	63,600	▲ 9,035
年少人口(0～14歳)	11,321	10,384	9,263	8,427	7,733	7,311	7,031	▲ 4,290
割合	15.6%	14.4%	13.0%	12.1%	11.4%	11.1%	11.1%	▲ 4.5%
生産年齢人口(15～64歳)	45,771	43,859	42,276	40,932	39,107	36,755	33,847	▲ 11,924
割合	63.0%	60.8%	59.4%	58.7%	57.5%	55.7%	53.2%	▲ 9.8%
老年人口(65歳以上)	15,543	17,933	19,634	20,391	21,187	21,899	22,722	+ 7,179
割合	21.4%	24.8%	27.6%	29.2%	31.1%	33.2%	35.7%	+ 14.3%

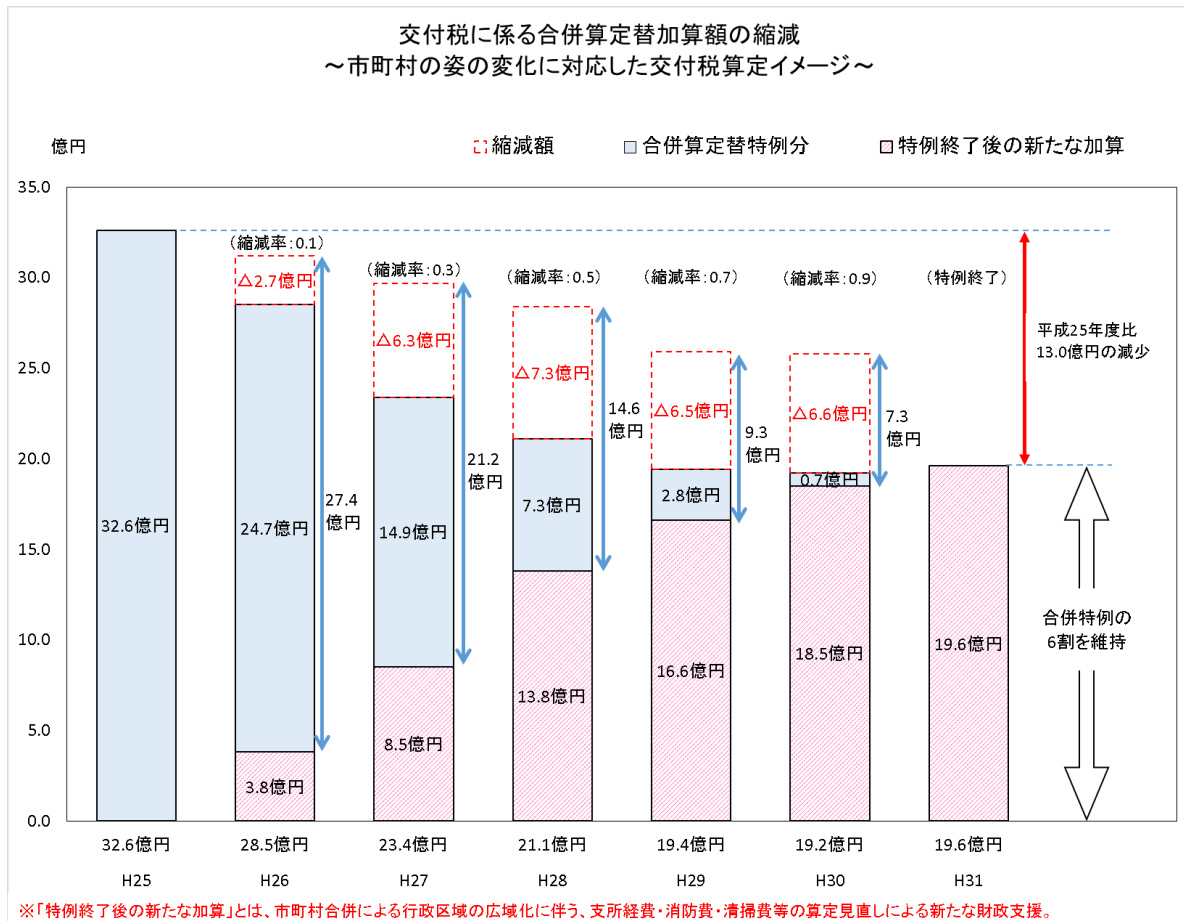
(2) 合併による普通交付税優遇措置が段階的に縮小（普通交付税の大幅な減少）

市の主要財源の一つである普通交付税は、地域間における税源の不均衡を調整し、全ての自治体が一定水準の行政サービスを提供することができるよう、国から交付される交付金です。本市では、平成27年度一般会計歳入決算額約309億の4分の1(25.4%)、約78.6億円となっています。

この普通交付税は、市町村合併の特例措置として、合併後10年間は割増し交付されていますが、合併後10年が経過する平成26年度からこの割増分が段階的に縮小され、5年後の平成31年度にはなくなります(一本算定)。また、その時点において、これまでと同様の行政サービスを提供しようとする場合には約13億円の財源不足が生じると見込んでいます。

さらに、合併特例債の活用も平成31年度にはなくなります。

このため、行政サービスの選択と集中、効率的・効果的な事務執行などによる歳出削減とあわせて、地方税収確保に対する取り組みや未利用財産の売却・貸付など様々な手立てを講じて歳入確保を図っていくことが重要となります。



※出典：南アルプス市第6期財政計画

(3) 公共施設等の余剰化・老朽化

本市が保有する公共施設やインフラ(道路、橋りょう等)は、高度経済成長期に建設されたものが多く、建設から30年以上が経過しています。

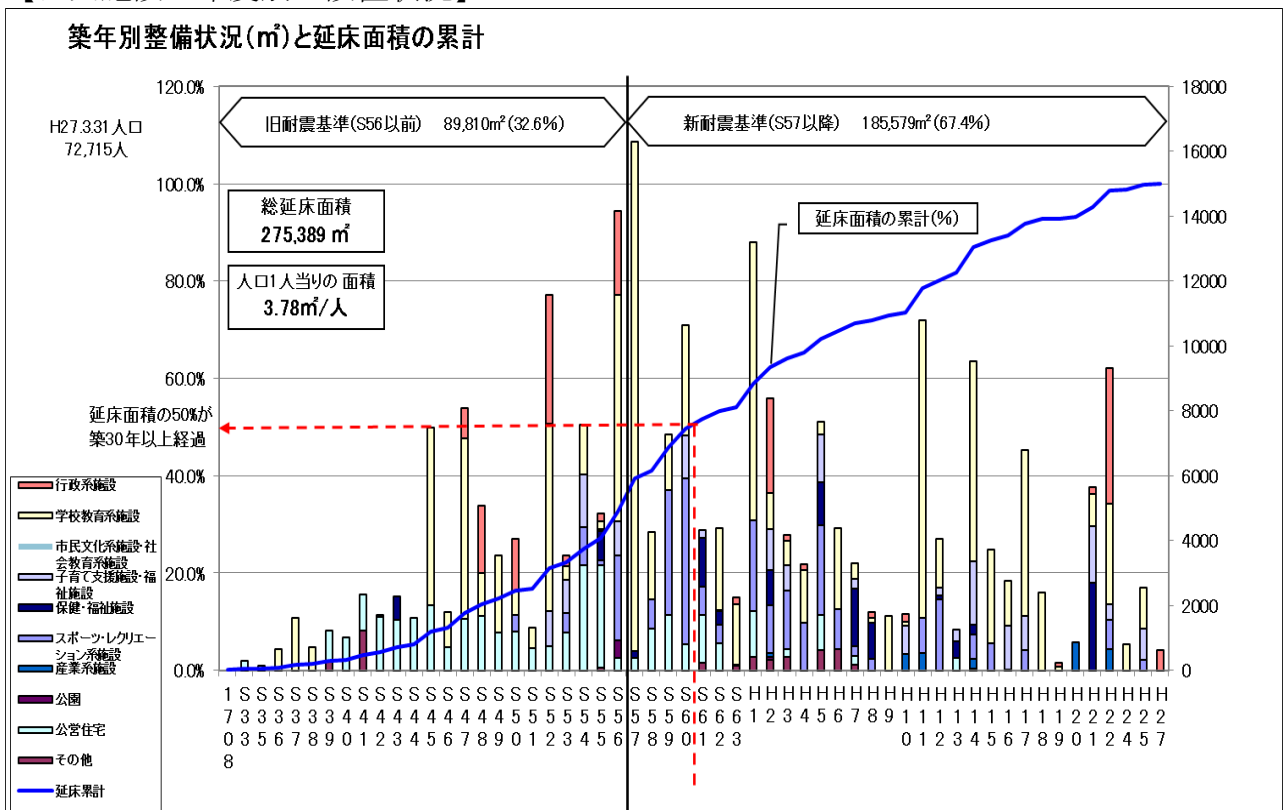
こうした公共施設等の老朽化に伴い、その維持・更新費用は、今後増大し、将来的に大きな財政負担になることが懸念されます。

平成27年4月1日時点の市内の公共施設は384施設あり、そのうち建物がある施設は249施設であり、建物の延床面積を合計すると275,389㎡となります。市民一人あたりで考えると延床面積は3.78㎡となり、全国981市区町村平均の3.42㎡と比較すると本市の方が多くなっています。自治体ごとの事情もあるため、一概に面積だけの比較は難しいとはいえ、合併前の旧町村の施設がそのまま引き継がれていることが大きな要因で、同規模の自治体と比べても多くの公共施設を所有している状況です。

「南アルプス市公共施設等総合管理計画(H28策定)」では、公共施設の今後50年間における更新費用の試算は年平均で32億円となり、過去5年間の公共施設にかけてきた投資的経費の1.2倍に増えることが予想されています。インフラ資産(道路・橋りょう等)でも更新費用の試算は年平均で23億円となり、過去5年間のインフラ資産にかけてきた投資的経費の1.7倍に増えることが予想されています。

今後、歳入の減少が見込まれるなか、こうした施設・資産の更新経費・維持管理経費の支出を続けることは財政上困難になるといえます。

【公共施設の年度別の設置状況】



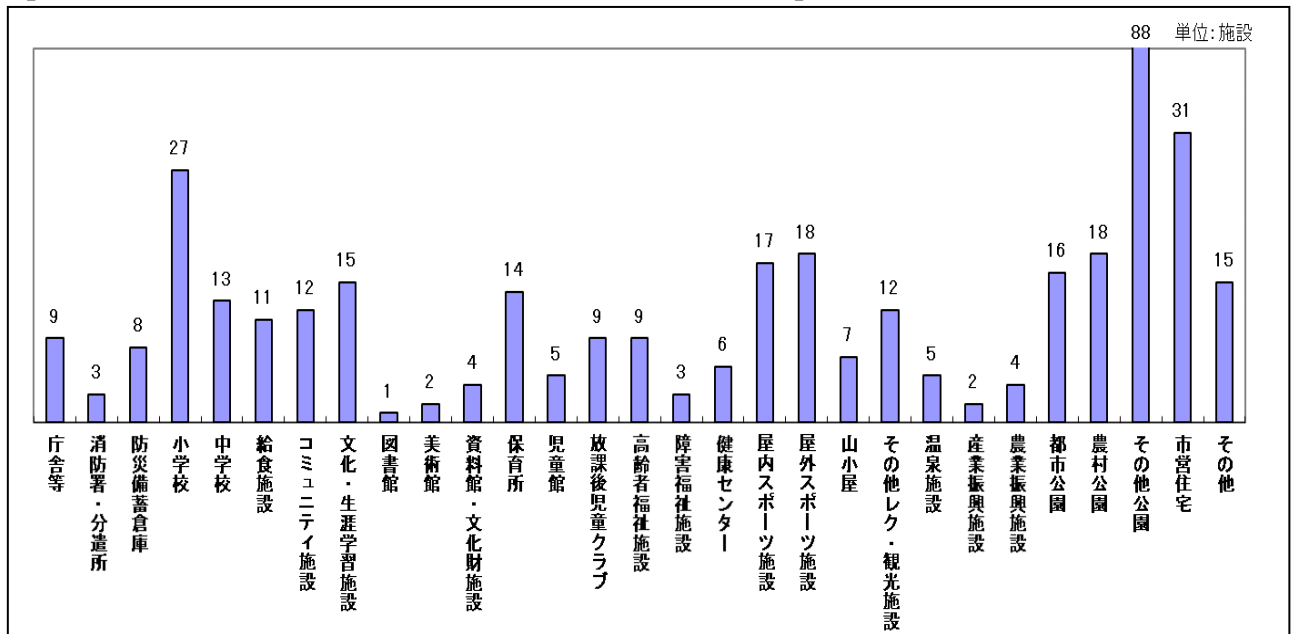
※出典：南アルプス市公共施設白書

【公共施設の構造別築年施設数】

建築年度	鉄筋コンクリート造		鉄骨造 鉄骨コンクリート		木造		プレハブ		合計		耐震基準 新旧割合 (棟数・m ² ・%)	
	棟数	面積(m ²)	棟数	面積(m ²)	棟数	面積(m ²)	棟数	面積(m ²)	棟数	面積(m ²)		
旧耐震基準	～S41	5	4,475	11	2,531	31	1,461	0	0	47	8,467	268棟 89,810m ² 32.6%
	S42～S46	7	8,024	25	5,120	74	2,605	0	0	106	15,749	
	S47～S51	19	15,931	22	5,364	4	760	0	0	45	22,055	
	S52～S56	48	36,176	17	6,835	1	160	4	368	70	43,539	
新耐震基準	S57～S61	31	40,334	17	12,051	1	83	0	0	49	52,468	311棟 185,579m ² 67.4%
	S62～H3	26	22,276	15	9,278	15	1,298	4	1,320	60	34,172	
	H4～H8	23	13,462	13	5,734	13	2,693	0	0	49	21,889	
	H9～H14	32	25,952	14	10,062	23	4,921	1	58	70	40,993	
合併後	H15～H19	11	10,001	9	5,815	4	426	0	0	24	16,242	(83棟) (36,057m ²) (13.1%)
	H20～H27	12	10,561	9	6,391	36	2,657	2	206	59	19,815	
合計		214	187,192	152	69,181	202	17,064	11	1,952	579	275,389	
構造別施設割合			68.0%		25.1%		6.2%		0.7%		100.0%	

※出典：南アルプス市公共施設白書

【公共施設の種別別施設数（平成27年4月1日現在）】



※出典：南アルプス市公共施設白書

3 南アルプス市の財政見通し

(1) 財政指標の推移

南アルプス市の財政の健全度を示す主要指標の状況は、以下のとおりとなっています。

①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。これにより、財政の規模に対する単年度の実質的な赤字額の割合を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示します。本市では、これまで実質赤字額はありません。

(単位：%)

指標の名称	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
実質赤字比率	— (△4.22)	— (△2.76)	— (△4.22)	— (△4.38)	— (△6.48)	— (△8.71)

(△表示は黒字を示す率)

②連結実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額に公営企業会計の資金不足額の合計を加えた連結実質赤字額の、標準財政規模に対する比率です。

本市では、これまで連結実質赤字額はありません。(単位：%)

指標の名称	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
連結実質赤字比率	— (△19.06)	— (△16.19)	— (△16.55)	— (△14.08)	— (△15.81)	— (△18.28)

(△表示は黒字を示す率)

③実質公債費比率

一般会計等における借入金返済の正味の負担割合を測る指標です。この指標は、普通会計の借入金返済額に特別会計、企業会計、一部事務組合の借入金返済に対して普通会計が負担した額を加えて、実質的な負担割合を表します。平成27年度決算では5.9%と平成22年度と比較して7.6ポイント改善しています。

(単位：%)

指標の名称	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
実質公債費比率	13.5	12.1	10.2	8.2	6.7	5.9

(参考：H 2 7 全国市町村平均 7.4%)

④将来負担比率

地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、地方公社や損失補償を行っている第三セクター等の負債を含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

(単位：%)

指標の名称	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
将来負担比率	57.9	38.1	23.6	9.3	1.0	— (△5.4)

(△表示は黒字を示す率) (参考：H 2 7 全国市町村平均 38.9%)

⑤経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に充てる一般財源と、地方税、普通交付税、地方譲与税等の経常一般財源との比率です。経常収支比率が高いほど新たな住民ニーズに対応できる余地が少なくなり財政は硬直化していることとなります。したがって、経常収支比率が100%を超えると不健全な財政状況となります。

平成27年度決算では82.8%と平成22年度と比較して4.4ポイント改善しています。(単位：%)

指標の名称	H22	H23	H24	H25	H26	H27
経常収支比率	87.2	90.9	81.9	81.8	83.9	82.8

(参考：H27全国市町村平均 90.0%)

⑥財政力指数

当該団体の財政的な豊かさを見る指標で「1」に近く、さらに「1」を超えるほど財政に余裕があります。

指標の名称	H22	H23	H24	H25	H26	H27
財政力指数	0.597	0.570	0.553	0.563	0.569	0.568

(参考：H27全国市町村平均 0.50)

(2) 職員数と人件費の推移

本市では、平成15年の6町村の合併以降、安定的な行政サービスの提供を前提とする中で、事務事業や組織の見直しをはじめ、民間への業務委託の推進、非常勤・臨時職員の活用などにより職員数の削減を計画的に進めてきました。

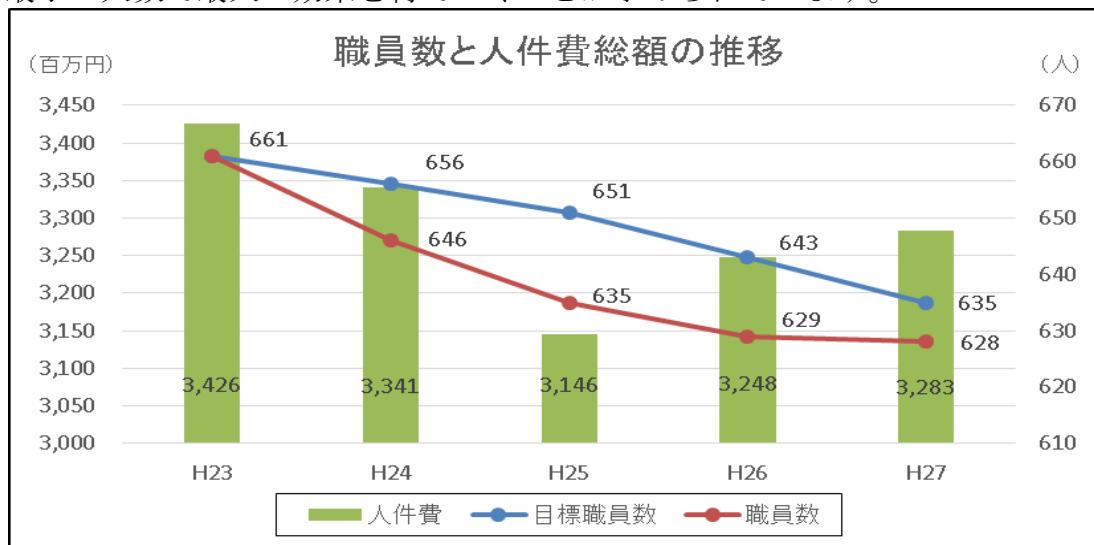
この結果、平成27年度における本市の正規職員数は628人となり、合併した平成15年度の775人から147人減少しました。

その数は、人口や面積と職員数の相関関係（類似団体）から見た国の示す指数を下回っている状況にあります。

第3次定員適正化計画によると、平成32年度には職員定数を615人(13人減)と見込んでいます。

組織管理の観点から見ると、団塊世代の大量退職に伴う組織構成の若年化が進む一方で、年金制度の改革に伴う定年退職者の再任用制度の運用と、新規採用者の両立という難しい課題に直面しています。その他、今後、さらに複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政需要へ、的確に対応することができる組織の基盤を築いていくことも重要です。

このため、組織体制や行政サービスの提供手法の見直し、人材育成の強化など課題解決に向けた取り組みを通じて、真に必要な職員数の下で強固な組織力を確保し、最小の人数で最大の効果を得ていくことが求められています。



※出典：南アルプス市定員適正化計画

※H23は第2次定員適正化計画の初年度であるため目標職員数と職員数が一致しています。

※H25の人件費が著しく低いのは大量退職者のためです。(44名)

(3) 財政計画「歳入」の見通し（第6期財政計画より）

平成38年度までの財政を展望すると、市税のうち個人市民税は生産年齢人口の減少などにより減収が見込まれます。そのため、市税全体もゆるやかな減収傾向がうかがえます。また、平成27年度決算額のうち歳入の約28%を占める地方交付税は、人口減少に加え、合併による優遇措置が平成26年度から段階的に縮小されることにより、平成38年度には約12億円の減収を見込んでいます。

そこで歳入の維持・確保については、「第2次南アルプス市総合計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略プラン」に基づいて定住・移住を促す人口減少抑制施策を積極的に展開し、歳入の維持確保に努めます。また、歳出については、長寿化による社会保障費の増加等が予想されます。このため老朽化が進む多くの公共施設について「量」から「質」への改革を実施するとともに、人口減少や長期財政規模にあった職員数の適正化などを着実に実行し、経常経費の一層の削減に努めます。

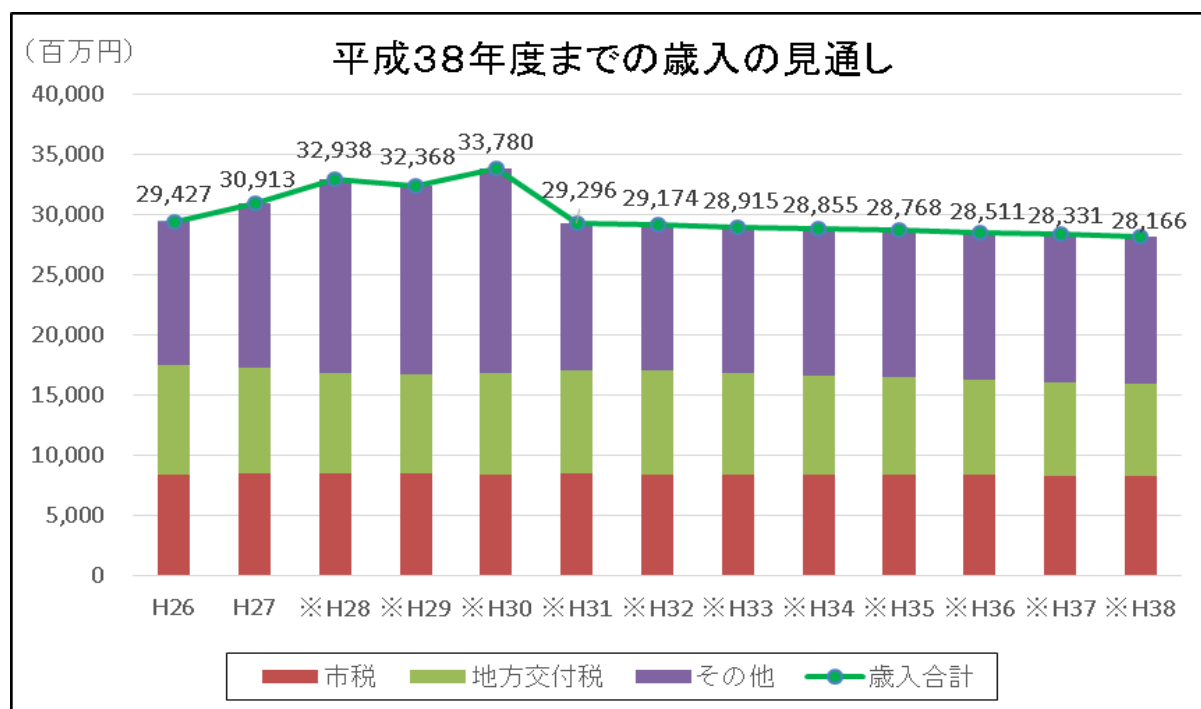
【平成38年度までの歳入の見通し】

(単位：百万円)

歳入	H26 (決算)	H27 (決算)	H28 (推計)	H33 (推計)	H38 (推計)
歳入合計	29,427	30,913	32,938	28,915	28,166
市税	8,419	8,469	8,451	8,403	8,285
地方交付税	9,119	8,775	8,352	8,404	7,617
その他	11,889	13,669	16,135	12,108	12,264

※出典：南アルプス市第6期財政計画

※平成28年度以降は推計値



※出典：南アルプス市第6期財政計画

※平成28年度以降は推計値

4 地方分権改革の進展

国においては、地域がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会を創生する「地方創生」に向け、政府を挙げて取り組んでいるところであり、「地方分権改革」は、その中核をなす重要な改革と位置付けられています。

これまでの「地方分権改革」では、法令に基づく「事務・権限の移譲」や、いわゆる「義務付け・枠付け」の見直しなどが進められてきたところではありますが、今後は、地域の提案に基づく改革を進めることとされています。

このようなことから、意欲ある地方が、地域の特性に即した課題の解決を図ることを目指し、自らの創意工夫を積極的に発揮することがより一層求められているところであり、自主性・自立性の高い行政経営に対する要請は一層高まっています。

5 今後の行政改革の課題

本市では、これまでも継続的に行政改革を進め、健全で効率的・効果的な行財政運営に取り組んできました。これまでの2次にわたる行政改革で「市民との協働による新市の建設」、「中・長期的視点に立った行政改革と継続的改善への取り組み」、「簡素で効率的な行政経営への取り組み」、「新しい行政経営システムの構築」を基本として、行政改革の取り組みにより生み出した経営資源を、必要性やニーズの高い施策・事業へ優先的・重点的に配分することで、継続的な市民サービスの向上を図ってきました。また、3次の行政改革に向けては、重点項目に新庁舎の整備を前提とした公共施設再配置の実行が位置づけられた大綱の素案を行政改革推進委員会に諮問し、平成26年12月に妥当と判断するとの答申を受けましたが、新庁舎の建設には市民の皆様にご賛否両論の意見があり、その後行われた市長選挙において新庁舎建設は市民の皆様にご否定される結果となりました。

この結果を受け、大綱の再検討が必要になったことから、答申を受けた素案から普遍的な行政改革にかかる部分や喫緊の課題については部門計画を策定し、大綱そのものは、新たな素案を作成して行政改革推進委員会に再度諮ることといたしました。

この間に策定した計画の状況は、以下のとおりです。

- 定員適正化計画(平成27年度第3次策定:平成28年度～平成32年度 5年間)
- 財政計画(平成28年度第6期策定:平成29年度～平成38年度10年間・毎年ローリング)
- 公共施設等総合管理計画(平成28年度策定:平成28年度～平成57年度 30年間)

6 新たな大綱策定の必要性

今後は、人口減少、少子・高齢化などの社会構造の「一大転換」を目前に控え、それに伴う行政サービスの需要や財政環境の変化、これまでの行政改革の取り組みの進展などによる市自らの内部変化等に的確に対応した行政経営に転換していくことが強く求められます。そこで、「第3次南アルプス市行政改革大綱」を策定するものです。

第2章 大綱の基本的事項

1 第3次行政改革大綱の位置づけ

本市では、平成27年3月に「自然と文化が調和した幸せ創造都市 南アルプス」を将来像とし、平成36年度を目標年次とする第2次総合計画を策定しました。この計画の実現に向け、平成27年度から5年間を計画期間とする前期基本計画及び、平成32年度から5年間を計画期間とする後期基本計画に基づきまちづくりを進めるとともに、社会情勢の変化に対応した施策の方針などを示すことにより、計画の具現化を図ることとしています。

第3次行政改革大綱は、第2次総合計画の推進について、最少のコストで最大の効果を上げる行政システムの構築を図るものであり、財政の健全化と、充実した公共サービスの実現を目指すための指針として位置づけます。

2 第3次行政改革の推進期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

3 第3次行政改革の基本目標

「自然と文化が調和した幸せ創造都市 南アルプス」

～魅力ある地域資源を活かした 自立のまち～

市の最上位計画である第2次総合計画(計画期間：平成27年度～平成36年度)では、本市の将来像を「自然と文化が調和した幸せ創造都市 南アルプス」として掲げ、次のとおり定義しています。

豊かな自然を守り、人と人がきずなを強め助けあい、活力ある産業に支えられた暮らしやすいまちをめざして、本市の将来像を定めました。

こうしたまちづくりを着実に進めていくためには、市政運営や地域を支える行財政基盤を持続可能な状況にすることが不可欠となります。

このことから、第2次総合計画を下支えする第3次行政改革では、財政収支の均衡を図りつつ、「豊かな自然を守り、人と人がきずなを強め助けあい、活力ある産業に支えられた暮らしやすいまち」の土台づくりを確実に進めることを目標に、取り組みを進めていきます。

4 第3次行政改革の基本方針

行政改革の基本目標を踏まえ、実効性の高い行政改革に取り組むための基本方針として、次の4つの項目を設定します。

- 1 財政の健全化
- 2 行政経営システムの見直し
- 3 人材育成と時代に即応した組織の見直し
- 4 市民との協働により取り組む「多様な協働」の推進

第3章 各基本方針に基づく改革の取り組み

○行政改革の体系

基本方針		取り組みの方針	取り組みの項目
1	財政の健全化	歳出の見直しと歳入の確保により収支均衡と将来負担の軽減が図られる財政基盤の確立	①歳出構造の見直し
			②歳入確保の取組推進
			③公営企業等の健全経営
2	行政経営システムの見直し	経営資源の適正配分により公共サービスを最適化する行政経営システムの見直し	①マネジメントシステムの強化
			②民間活力の活用
			③公共施設の見直し
			④市民とのコミュニケーションの充実
3	人材育成と時代に即応した組織の見直し	職員の意識改革や資質向上に取り組む、職員の能力が最大限発揮される組織を目指す人材育成と時代に即応した組織の見直し	①定員の適正化及び組織の見直し
			②人材育成の推進
4	市民との協働により取り組む「多様な協働」の推進	人と人、人と地域、地域と地域、また異なる分野間の多様な関係性の再構築による多様な協働の推進	①地域自治の推進
			②市民活動の推進
			③取り組み推進のための環境整備

1 財政の健全化

財政の健全化では、財政収支の均衡と将来負担の軽減を図りつつ、持続可能な財政基盤の確立に向け、歳出構造の見直し、歳入確保の取り組み推進、公営企業等の健全経営に取り組みます。

(1) 歳出構造の見直し

歳出構造の見直しでは、交付税算入率の高い市債を有効に活用するなど、後年度負担の軽減の具体的な目安となる健全化判断比率の抑制を図るほか、基金は一定額の残高を確保しつつ、後年度負担の軽減等につながる事業の財源として適切な活用を図ります。

また、事務事業の選択と集中に向けて、職員一人ひとりが常にコスト意識を持ちながら、仕事の仕方を根本から見直し、経常経費の節減、合理化、効率化に徹底して取り組むとともに、恒常的に支出してきた補助金、交付金については、事業効果や妥当性等の視点から検証を行い、適正な金額への見直しや整理統合に取り組みます。

その他、市の規模に見合った歳出規模となるように、安定的な予算規模の構築に取り組みます。

【具体的な取組項目】

- 有利な市債の有効活用による将来負担の軽減（健全化判断比率の抑制）
- 基金の確保と活用
- 補助金・交付金の見直し
- 経費の節減・合理化の徹底
- 市の規模に見合った安定的な予算規模の構築

(2) 歳入確保の取組推進

歳入確保の取組推進では、納税者をはじめ、使用料や手数料等の納付者に対する公平性と歳入の安定的な確保に向け、納付の利便性向上に向けた取り組みの推進や全庁的に厳正な滞納整理等の債権徴収体制の整備に取り組むとともに、納税意識の醸成に努め、徴収率の向上を図ります。

また、普通財産の商品化を進め、未利用となっている土地等の財産の積極的な売却・貸付を行います。

その他、施策・事業の実施に当たっては、常に財源獲得の意識を持ち、国県補助金の的確な把握と活用等を図るとともに、広告収入などあらゆる自主財源の確保に向けた取り組みを進めます。

【具体的な取組項目】

- 市税等の徴収率の向上に向けた取り組みの推進
- 未利用財産の売却・貸付の促進
- その他の自主財源の確保

(3) 公営企業等の健全経営

公営企業等の健全経営では、市民の安全・安心と日常の生活基盤を支える重要な役割を担っている上水道事業のほか下水道事業の効率的かつ合理的な経営を徹底するなど、経営基盤の強化とサービスの向上に取り組みます。

上水道事業では、施設の統廃合による効率化、計画的な施設の更新・耐震化による安定性の向上、需要に見合う財源計画により経営の健全化を将来にわたり継続します。

また、下水道事業では、全体計画の見直し、接続率の向上、公営企業会計への移行検討などの取り組みにより経営の健全化を図ります。

さらに、その他の特別会計においても、効率的な運営に取り組み、一般会計からの繰出金の抑制に努めます。

【具体的な取組項目】

- 上水道事業の健全経営の維持
- 下水道事業の健全経営に向けた取り組みの推進
- 特別会計の効率的な運営

2 行政経営システムの見直し

行政経営システムの見直しでは、今後、歳入の減少が見込まれる中、限りある財源と人的資源を効率的・効果的に活用し、本来の政策目的に沿った行政サービスを展開していくことが不可欠です。このため、単なる一律削減ではなく、強化すべきところは確実に予算と人的資源を配分していく「選択と集中」の仕組みを構築するなど、最小の経費で最大の効果を発揮することができる行政経営の体制や仕組みの確立に向け、マネジメントシステムの強化、民間活力の活用、公共施設の見直し、市民とのコミュニケーションの充実に取り組みます。

(1) マネジメントシステムの強化

マネジメントシステムの強化では、安全・安心な市民生活が営まれるために必要な行政サービスの安定的な提供、さらには将来のまちづくりに向けて価値ある投資を行うため、優先的に取り組むべき事業の重点化を図ります。

また、限られた経営資源を効率的・効果的に配分するため、事業の必要性、方向性等について評価等を行った「事務事業マネジメントシート」に基づいた適正な進捗管理を行うなど事務事業の徹底的な見直しや、事業の優先順位を定めた各種整備計画を策定し、効果的かつ計画的に事業の実施を図り、ガバナンスの強化に努めるとともに、内部統制体制の整備を進めます。

※ガバナンス：企業統治、組織管理

【具体的な取組項目】

- 優先的事业の重点化
- 徹底した事務事業の見直し
- 各種整備計画の策定と運用
- 部局ごとの目標管理の実施

(2) 民間活力の活用

民間活力の活用では、業務の効率化や経費の節減、市民サービスの維持・向上の観点から、それぞれの業務内容や特殊性を踏まえた上で、民間のノウハウや専門知識等を活用した方がより効率的・効果的な実施が見込まれる場合は、民間の経営資源を活用した業務委託等を推進するとともに、指定管理者制度の導入の検討を行い、制度の適正な運用に取り組めます。

【具体的な取組項目】

- 民間への業務委託等の推進
- 指定管理者制度の導入と適正な運用

(3) 公共施設の見直し

平成28年度に「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設再配置アクションプラン」を策定し、平成56年度までの30年間に公共施設保有量を約20%、55,000㎡を削減する目標を策定しました。

このため、維持管理経費の削減と平準化、施設の有効活用等の観点から、公共施設の再配置計画に基づき削減に向けて取り組めます。

施設総量の抑制を基本としつつ、施設の目的、機能、さらには、地域の実情を踏まえた適正配置を推進するため、統廃合や譲渡等の再配置の取り組みを行うとともに、廃止により不要となった施設等の計画的な除去を進めます。

また、継続的な利用が見込める施設については、利用促進の取り組みや効率的・効果的な管理運営を行うとともに、長寿命化や計画的な整備、維持保全の取り組みを推進します。その他、借地関係の解消や借地料の適正化を進め、適正な維持管理と経費の削減に努めます。

このような取り組みを通して「ファシリティ・マネジメント」を推進していきます。

※ファシリティ・マネジメント

土地、建物などの財産を経営管理として有効活用していくとともに総合的に企画・管理・活用する経営活動

【具体的な取組項目】

- 計画的な再配置の実施
- 計画的な除去の実施
- 計画的な保全・長寿命化の推進
- 借地の解消、借地料の見直し

(4) 市民とのコミュニケーションの充実

行政改革の取り組みを進める上において、市民に対する説明責任は当然のこと、市民が市政に関心を持ち身近なものと感じられるように、市民にとって必要な情報を簡易に入手できる仕組みを整えていくことが重要です。

そこで、市広報やホームページ等を通じて、分かりやすい市政情報の的確かつ迅速な発信を行うとともに、広く市民の意見を聴く体制を維持・拡充していきます。

また、相談や手続きなどで窓口を利用する市民の快適性や利便性を高めるため、職員の接遇研修等を行うほか、市民の皆さんへのアンケート調査を行い、市民ニーズを把握することで、市民との双方向の円滑なコミュニケーションを充実させ、サービスの向上を図ります。

【具体的な取組項目】

- 分かりやすい市政情報の発信
- 広聴広報活動の推進
- 市民ニーズ等に対応した相談窓口の充実
- 新たな市民参画の手法

3 人材育成と時代に即応した組織の見直し

人材育成と時代に即応した組織体制作りでは、職員数の適正化と効率的な組織の見直しに取り組むとともに、職員自らが意識改革や資質向上に資する取り組みと、職員の能力が最大限発揮できる環境整備を推進します。

(1) 定員適正化及び組織の見直し

職員の総人件費を抑制しつつ、行政サービスの質の維持・向上を図るため、事務事業の見直しを徹底しながら、施策や事業の内容と業務量を分析し、その結果に基づいて非常勤職員・臨時職員を含む効果的な人員配置を行い、計画的に職員数を削減するなど、定員適正化の取り組みを推進します。

また、複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政需要に迅速かつ柔軟に対応できる効率的な組織を構築するとともに、行政経営上の環境の変化などの課題をとらえ適時に見直しを行うなど、安定的かつ持続的な行政サービスを提供するための取り組みを行います。

【具体的な取組項目】

- 定員適正化の推進
- 組織の見直し

(2) 人材育成の推進

人材育成の推進では、様々な行政課題に対応し、市民に満足度の高い行政サービスを提供するため、職員の意識改革、さらには事務処理能力や政策形成能力等の資質向上に向けた実践的な各種研修を実施します。

また、職員一人ひとりが業務目標を明確に定めるとともに、自らの能力や適性に応じたキャリア開発に取り組むことに向け、現在導入している人事評価制度を適切に運用します。

さらに、職員が、高い倫理観と危機管理意識を持って業務を遂行するよう、研修等を通じて法令順守（コンプライアンス）を徹底するとともに、メンタルヘルスや情報管理など、様々なリスクに対する管理能力の向上を図ります。

【具体的な取組項目】

- 職員能力の開発促進
- 人事評価制度の適正な運用
- 危機管理能力の向上

4 市民との協働により取り組む「多様な協働」の推進

市民との協働により取り組む「多様な協働」の推進では、複雑・多様化する市民ニーズや社会経済情勢の変化に対応していくため、市民や NPO、住民組織などによる公益活動の活性化や地域における様々な分野の支え合いを促すとともに、多様な主体間の連携や協力、役割分担を見直すなど、人と人、人と地域、地域と地域、異なる分野間の多様な関係性の再構築に資する取り組みを推進します。

(1) 地域自治の推進

地域自治の推進では、住民が地域の課題を自らのこととして考え、その解決に向けた取り組みを幅広く展開するきっかけになるよう、地域課題の解決や地域の活力向上に向けた住民の自発的・主体的な取り組みを支援します。

また、住民の意思を市政に反映させ、地域主体のまちづくりを推進するための自治会組織の適切な運用を図ります。

【具体的な取組項目】

- 地域コミュニティ活動の推進
- 自治会組織の適切な運用

(2) 市民活動の促進

市民活動の促進では、多様な分野における市民活動を活性化するため、活動のきっかけづくりから活動継続への支援など、市民活動の総合的な支援を行う拠点として市民活動センター機能の充実を図ります。

併せて、市民のボランティア活動を支援するとともに、様々な主体の取り組みがより大きな成果につながるよう各主体間の協働を促すこと等により、多様な市民活動を推進していきます。

【具体的な取組項目】

- 多様な担い手による市民活動の促進

(3) 取り組み推進のための環境整備

取り組み推進のための環境整備では、様々な主体による地域や公共の課題解決に向けた自発的な取り組みを促進するため、各種のまちづくり活動を行う人材の育成とその支援に取り組みます。

また、地域自治や市民活動をより一層進めるため、市民と行政が対等でお互いの役割を尊重する相互理解が必要です。市民との協働による取り組みを推進するため、庁内の情報共有化や、職員には地域課題を解決するためのコーディネーターとしての意識啓発に向けた研修等に取り組みます。

【具体的な取組項目】

- まちづくりの人材育成
- 職員の意識向上と体制整備

第4章 行政改革の推進体制

1 推進体制

(1) 行政改革推進本部

市長を本部長とする「行政改革推進本部」が中心となり、全庁的な体制で取り組むものとします。

(2) 行政改革推進委員会

市民の代表者や学識経験者等で組織する「南アルプス市行政改革推進委員会」に行政改革の推進における助言等を求めます。

(3) 実施計画の策定と進捗状況の公表

第3次行政改革大綱に基づき、改革項目と5年間の目標を定める実施計画を策定します。

なお、実施計画の取り組みについては、行政改革を推進していくために、毎年度進捗状況を管理し、ホームページ等による情報公開に努めます。

